

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 関東千葉国民年金 事案 4640

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月

私は、20歳からの国民年金保険料を全て納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入してから現在までの国民年金保険料について、申立期間を除き全ての保険料を納付している上、納付済期間の過半は保険料を前納し、平成11年4月13日からはA県国民年金基金にも加入しており、保険料納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付しており、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私の母がA市役所で、国民年金保険料を過去に遡って納付できることを聞いたので、昭和56年1月に母と私は、私と妹の国民年金の加入手続を行った。その後、私は母から、私と妹の分として約20万円の保険料を遡って納付したと聞いており、その中には申立期間の保険料も含まれていたはずにもかかわらず、申立期間の納付記録が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年10月9日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は56年1月頃に行われたと推認できる上、申立人及びその妹の手帳記号番号は連番であることを踏まえると、同年1月にA市役所で娘二人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母の申述内容に不自然さは無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、昭和42年3月に国民年金に任意加入し、54年3月からは付加保険料を含めた保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の加入手続が行われたと推認できる昭和56年1月を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であることから、申立人の母が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月19日から同年10月1日まで

私は、B事業を展開していたA社に勤務していたが、同社は平成21年9月に事実上倒産し、その際、同社から「顧客と職員は今までどおり何も変わらない。」との説明を受けた。申立期間において、勤務地、勤務形態等の変更は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の「A社は事実上倒産したという説明は受けたが、C社が引き続き運営するので、顧客と職員は今までどおり何も変わらないとのことから申立期間も継続して勤務していた。」という供述並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後の同年11月16日付けで資格喪失日の記録が取り消され、同年11月17日付けで同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる上、当該事業所の元同僚29人についても申立人と同様に同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、当該事業所は申立期間において、厚

生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成21年9月19日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成21年8月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和23年5月16日であると認められることから、申立人の申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から23年5月16日まで

私は、昭和19年4月にA社B工場に入社し、戦災による異動はあったが、23年4月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人と同姓同名の者が昭和23年5月16日に資格喪失した旨記載されていることが確認できるところ、事業主は、申立期間当時、同社B工場に関する保存資料において、ほかに申立人と同姓同名の者は存在しないと回答していることから、当該資格喪失届は申立人に係る資格喪失届であると認められる。

また、上記資格喪失届と同一の資格喪失届が、A社B工場の被保険者名簿で確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該資格喪失届に6等級と記載されていることから、600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年6月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月15日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 9 月 2 日まで

私の夫は、昭和 14 年から 25 年 11 月まで A 社に勤務した。途中召集を受けて外地で従軍した期間も厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年6月15日までの期間について、B県からの「兵籍等に関する照会について (回答)」により、申立人は、18年12月1日にC隊に応召し、21年6月15日に召集解除されていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) によると、申立人は、17年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの間に被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者

としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、召集解除となった昭和 21 年 6 月 15 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者名簿における昭和 21 年 4 月 1 日の資格喪失時の記録から、60 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 6 月 15 日から同年 9 月 2 日までの期間については、A 社に係る被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち生存及び所在が確認できた 12 人に照会したが、当該期間に係る申立人の勤務実態について具体的な供述は得られなかった。

また、A 社は、昭和 26 年 3 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を71万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月5日

私は、申立期間に勤務先のA社から賞与を支給されたが、賞与の年金記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の総務担当者から提出された申立期間に係る「平成15年夏季賞与に関する資料」、複数の元同僚から提出された「2003年夏季賞与明細書」及び税務署から提出された申立人の「平成15年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額（71万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は、「当時の資料の所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、申立期間において、勤務状況に変化は無く、継続して勤務していたので、年金記録が欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時における勤務状況及び事業所の合併に係る具体的な供述から、申立人は、申立期間においてB社又はA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の元同僚から提出された当該期間の給与明細書により、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の元同僚と同様の取扱いがなされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は2万円、申立期間②は8万円、申立期間③は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る銀行の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時、会社の経営は良くなかったが、本社の女子社員（主任及び係長以下）には賞与が支給され、保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳の記録により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は8万円、申立期間③は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間において本社からB社に出向した。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同社人事部の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の従業員名簿により、申立人のB社への異動日は昭和47年6月9日であることが確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年8月1日とされており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社は、「従業員の異動に際しては、厚生年金保険の加入記録が欠落しないよう事務処理を進めていたはずであり、異動先のB社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、A社において被保険者記録が継続するよう手続きを行い、保険料も控除していたと思う。」と回答していることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和47年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、勤めていた会社を退社した後の昭和45年4月頃、結婚を契機に、将来経済的に助かるからという夫の勧めもあって、国民年金の加入手続きを行い、以後、A銀行等で国民年金保険料を納付してきた。空白無く保険料を納付したと思うので申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、以後、A銀行等で国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年6月25日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の所持する年金手帳に記載された当該手帳の発行日及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年8月上旬頃に行われたと推認されることから、加入手続きの時期は申立人の主張と相違する上、当該加入手続きが行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和49年8月を基準にすると、申立期間のうち47年6月以前の国民年金保険料については、当該加入手続きの時点において実施されていた第2回特例納付によらなければ納付することができないところ、申立人は、「今まで、国民年金保険料を遡って納付したことやまとめて納付したことはなく、遡って納付できる制度についても聞いたことがなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、C市が発行したと思われる「国民年金・あなたの記録」

という通知書を所持しており、当該通知書を提出している。当該通知書には、平成元年12月5日現在の記録として「納付月数192月」と記載されており、当該納付月数は、現在国民年金保険料納付済期間となっている昭和49年4月から61年3月までの144か月に申立期間の48か月を加えた月数と一致しているが、当該通知書には「納付月数」に対応する納付期間が明記されていない上、オンライン記録において、申立人が同年4月16日に厚生年金保険被保険者となったことに伴い、第3号被保険者の資格を喪失した日が平成5年2月9日に処理されていることが確認でき、当該処理日まで申立人は第3号被保険者として扱われていたことがうかがえることから、当該通知書の納付月数には昭和61年4月以降の第3号被保険者期間が算入されていたと考えられ、当該通知書のみをもって申立期間の保険料が納付されたと判断することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から9年3月までの期間及び10年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から9年3月まで  
② 平成10年7月から17年3月まで

私は、母から、母が私の国民年金の加入手続を行うよう、平成3年4月に自宅を訪れた市の委託職員に依頼したこと、及びそれ以降、私がA社で厚生年金保険に加入していた期間を除き、17年3月までの私の国民年金保険料を毎年その委託職員に頼んで免除申請を行っていたことを聞いていた。申立期間①及び②の免除申請を行っていないはずであるにもかかわらず、申立期間①及び②が免除期間とされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が毎年自宅を訪れた市の委託職員に依頼し、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間①の直後の期間（平成9年4月から10年4月まで）については、保険料の免除の記録が確認できるものの、申立期間①及び②に係る保険料の免除申請が行われた記録は無く、免除記録の訂正又は取消しが行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成7年10月頃に行われたと推認でき、申立期間①当時、国民年金保険料の申請免除が承認される期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、上記加入手続の時点を基準にすると、申立期間①のうち同年8月以前の保険料については、遡及して免除申請を行うことはできない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間当初の

平成10年7月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金の加入勧奨事象が発生し、12年2月21日に勧奨関連対象者一覧が作成されたことが確認できることから、申立人に対し国民年金の加入勧奨が行われたことが推認できることから、当該加入勧奨に係る国民年金被保険者の資格処理日が21年6月21日であることが確認でき、当該時点まで国民年金の再加入手続が行われていなかったことがうかがえることから、申立期間②において、申立人は、国民年金の被保険者となっておらず、制度上、免除申請を行うことはできない。

加えて、申立人自身は、国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、免除申請を行ったとする申立人の母は既に亡くなっていることから、免除申請手続の状況について確認することができない上、申立期間①及び②は合計で153か月に及んでおり、仮に申立人の母が免除申請を行ったとすると、合計13回の申請手続が必要となることから、これだけの長期間及び複数回にわたり、同一人に対し同様の事務処理を続けて誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4644 (事案 561 及び 3101 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から49年12月まで

私は、国民年金保険料の特例納付制度が実施された昭和49年1月に、A市から国民年金の加入を勧められ、A市役所で申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張する昭和49年1月は、第2回特例納付の期間内であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月以降に払い出されており、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、手帳記号番号の払出時期から判断すると、第2回特例納付期間を過ぎていることから、特例納付をすることができないこと、ii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人が主張するように49年1月に特例納付したとすると、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間は46年9月までであり、申立期間の一部は特例納付することができないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成20年9月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は当初の申立てと同趣旨の主張で再申立てを行っているが、新たな資料の提出は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っ

ているが、申立人からは新たな資料の提出は無く、申立内容はこれまでの申立てと同趣旨であり、新たな主張は無い。

一方、本申立て前に年金事務所の調査において、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の存在が確認され、申立人にはA市において昭和51年12月以降に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号がB市において払い出されていたことが判明しており、当該手帳記号番号は平成26年1月に申立人の基礎年金番号に統合されているところ、当該手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和43年7月頃に払い出された手帳記号番号であったと推認される。

しかし、申立人は、「今回新たに別の国民年金手帳記号番号が見つかったということだが、私は昭和49年1月に初めて国民年金の加入手続を行っており、44年4月の結婚前に、B市役所等で国民年金の加入手続を行ったことやA市に転入する前に国民年金保険料を納付したという記憶は無い。」と述べている上、上記被保険者名簿の保険料納付記録欄に国民年金保険料が納付された記録は無い。

また、上記被保険者名簿には、「C区43.10転出」と記載されているところ、オンライン記録によると、B市において払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者記録は、基礎年金番号に統合される前の被保険者住所がC区となっていたことが確認できるものの、被保険者氏名は申立人の旧姓で記録されており、婚姻後の姓に変更されていない上、申立人はA市において新たな手帳記号番号により国民年金の加入手続を行っていることを踏まえると、申立人は、B市において国民年金被保険者となっていたことを認識していなかったことがうかがえることから、申立人がB市において払い出された手帳記号番号により国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5556（事案 4584 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、A社で4年以上勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が4か月しかない。申立期間に歯科医院で親知らずを1本ずつ4回抜いたときに健康保険被保険者証を使用しており、社会保険に加入していたはずなので、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、i) 当時の事業主は既に死亡している上、当時の事業主の息子である元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 当該事業所における元同僚の入社時期と厚生年金保険の資格取得日の異同について調査した結果、申立期間当時、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、その払出簿により、資格取得日が当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致することなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 5 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、A社に勤務していたときに健康保険被保険者証を使用して歯科医院へ通院したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張し、再申立てをしているが、申立人が通院していたとする歯科医院を特定することはできず、申立人が受診時に使用したと主張する健康保険被保険者証の種類を確認することが

できない。

また、前回審議に係る調査において照会した者以外の新たに連絡先が判明した元同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料等は提出されず、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月27日から同年4月1日まで

私は、A社に勤務し、平成9年\*月\*日に65歳になったが、それから同年3月31日まで給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、厚生年金保険法において厚生年金保険の被保険者となれるのは、適用事業所に使用される65歳未満の者と定められているところ、オンライン記録により、申立人は、A社において平成9年\*月\*日に65歳到達を理由に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者となれない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5558 (事案 5181 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 21 日から 38 年 12 月 21 日まで  
私は、A社に勤務していたが、その厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給した事実は無いので、被保険者記録を再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月以内の昭和39年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されているページの前後2ページに記載されている女子職員のうち、申立人が資格喪失した日の前後2年以内に資格喪失している者24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において、当該事業所を最終記録として脱退手当金を支給されたと記録されている18人は、資格喪失日から支給決定までの月数が3か月から6か月以内であると確認できる上、そのうち住所の判明した複数の元同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれて、脱退手当金をもらった。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づく事業主による代理請求がなされた可能性が高いと推認できること、iii) 申立人は、申立期間に係る事業所を資格喪失した後に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているところ、被保険者証の記号番号は新たな番号により取得しており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年7月24日付けで年金記録の訂正は必要でない

とする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5559（事案 2634、5185 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月20日から31年4月10日まで

私は、A社（現在は、B社）で加入していた厚生年金保険に係る脱退手当金の申立てを過去2回、年金記録確認第三者委員会に対して行っているが、いずれも申立てを認めることはできないとの通知を受け取っている。しかし、会社を退職する時に脱退手当金の請求について説明を受けた覚えは無く、またそのような一時金を受け取った覚えも無いので、脱退手当金を受け取っていないと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社本店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表記が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月7日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、ii) 申立人と同じ時期にA社本店で厚生年金保険の資格を喪失し、資格喪失の約2か月後に脱退手当金が支給されている元同僚は、「脱退手当金の請求は、私自身は行っておらず、特に希望したわけではないが会社の庶務の人が行ってくれた。」と供述していることから、当時、同社では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえ、申立人についても、代理請求が行われた可能性があると考えられること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年10月27日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、A社を退職した女子社員のための親睦会からの封書を提出しているところ、この封書では、前回の申立時において、同社の退職日を昭和30年3月と主張していたが、社会保険事務所（当時）の記録どおり翌年の31年3月であったことが判明したことのほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年7月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出は無く、家庭の事情を理由として再申立てを行っているが、申立人が、当時、脱退手当金という制度があることを知らず、A社から脱退手当金の説明を受けたことも、脱退手当金を受け取った記憶も全く無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる資料等は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間において、大学の先輩の紹介でA県B市のC社に正社員として勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

大学の先輩の妻及び申立人の兄の供述によると、申立人は、申立期間においてC社に勤務していたことが推認できるものの、大学の先輩は病气療養中のため、申立人の申立期間に係る勤務状況を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた者を含む複数の元同僚は、いずれも申立人を覚えていない上、申立期間当時の取締役は、「当時の従業員にも聞いてみたが、申立人を覚えている者はいなかった。申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡している。」と回答している。

さらに、上記取締役は、「会社は、昭和 55 年 5 月 30 日に閉鎖しており、申立期間当時の関係書類は一切残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、当該事業所に係る事業所別被保険者台帳によると、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号は連続しており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

私は、A法人から申立期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録には当該標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA法人における申立期間の賞与に係る給料支払明細書によると、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

一方、平成 24 年に年金記録確認東京地方第三者委員会（当時）に対しA法人における標準賞与額の年金記録の訂正を求めた同僚の申立てにおいて、同法人から提出された 17 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、申立人に係る同年 12 月 10 日を支給日とする賞与支給額及び社会保険料控除額の記載が確認できる。

しかし、上記の所得税源泉徴収簿に記載された申立人に係る平成 17 年 12 月 10 日の賞与支給額は、申立人が所持する上記明細書に記載された賞与支給額と相違している上、申立人は、「賞与は現金支給されており、給料支払明細書は賞与の支給と同時に受け取り、そのときに支給金額の 5 万円を確認している。」と述べており、申立人のほかに申立期間の賞与に係る給料支払明細書を所持していた従業員 3 人のうち 2 人についても同様に支給額が相違していることが確認できるところ、当該 2 人の従業員は、賞与支給額について、「給料支払明細書に記載された金額が支給された。」と述べている。

また、上記の賞与に係る給料支払明細書に記載された賞与支給額と所得税源泉徴収簿に記載された賞与支給額とが一致していないことについて、A法人

の事業主の妻は、「平成 17 年までの会計処理は税務会計事務所に委託していたので、金額の不一致の理由については不明だが、給料支払明細書は当法人で作成したものであり、賞与支給額及び保険料控除額については、給料支払明細書に記載した金額が正しいと思われる。」と述べている。

さらに、申立人の所得税源泉徴収簿に記載された申立期間の賞与における社会保険料等の控除額について検証したところ、当該控除額は、申立期間当時の保険料率により計算した保険料額とは相違しており、申立人のほかに複数の従業員についても同様に相違していることが確認できる。

加えて、A 法人の事業主は、「現在は平成 17 年当時の書類を保管しておらず、申立人を含む複数名の従業員に係る同年 12 月の賞与支払の有無については不明である。」と回答している上、申立期間当時、同法人の経理事務に携わっていたとする税務会計事務所は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間の賞与に係る保険料控除について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。